

第4期茨城県医療費適正化計画（案）の概要

根拠法	高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項
計画策定の趣旨	国民皆保険の下、誰もが安心して医療を受けることができる体制を保持するため、高齢者の医療費を中心に、医療費が過度に増大しないようにする。
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民の生活の質の維持及び向上 茨城県における今後の健康と医療の在り方を展望し、県民の生活の質を確保・向上する形で、良質かつ適切な医療の効率化を目指す。 ○ 今後の人口構造の変化への対応 人口減少に対応した医療保険制度・介護保険制度の持続可能性を高めるため、限りある地域の社会資源を効果的・効率的に活用し、医療費適正化を図る。 ○ 目標及び施策の達成状況等の評価の適切な実施
施策の柱	<ul style="list-style-type: none"> ① 住民の健康の保持の推進（特定健康診査、特定保健指導の実施率向上等） ② 医療の効率的な提供の推進（後発医薬品の使用促進等）



第4期茨城県医療費適正化計画 【計画期間：令和6～11年度】

1 住民の健康の保持の推進

	現行値	目標値	今後の主な取組
特定健康診査の実施率	54.8% (R3)	70% (R11)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険者による特定健康診査・特定保健指導の促進 ・ 保険者協議会と連携した取組の推進 ・ 生活習慣病予防のための普及・啓発を促進
特定保健指導の実施率	22.7% (R3)	45% (R11)	
メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率 (特定保健指導対象者の減少)	13.9% (R3)	25% (R11)	
20歳以上の者の喫煙率	男性 25.6% 女性 6.9% (R4)	男性 18.8% 女性 5.5% (R11)	<ul style="list-style-type: none"> ・ たばこの健康リスクに関する知識の普及 ・ 禁煙支援に係る情報提供等 ・ 受動喫煙防止対策の推進
予防接種の普及啓発の推進	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種機会の安定的な確保 ・ 予防接種に関する正しい情報の普及啓発
糖尿病性腎症による新規人工透析導入者数	383人 (R3)	364人 (R11)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重症化リスクの高い未受診、治療中断者への受診勧奨や通院患者への保健指導促進 ・ 医療機関同士の連携による合併症の早期発見・重症化予防を推進
80歳で20本以上の自分の歯を持つ者の割合 (76～84歳)	46.2% (R4)	53.1% (R11)	<ul style="list-style-type: none"> ・ むし歯や歯周病予防対策の推進 ・ 歯周病と喫煙、全身疾患との関係等に関する普及啓発
BMI 20以下の高齢者の割合	65～74歳： 16.4% (R3) 75歳以上： 19.1% (R4)	増加抑制 (R11)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食生活改善推進員の活動における介護予防に係る普及啓発 ・ ロコモティブシンドロームやフレイルに関する知識と予防方法の普及啓発 ・ 市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合支援事業において効果的な取組ができるための支援

2 医療の効率的な提供の推進

	現行値	目標値	今後の主な取組
後発医薬品の使用促進	83.0% (R4)	80%以上 (数量シェア) を維持 (R11)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民や医療関係者の理解を深めるための啓発強化 ・ 後発医薬品の使用促進に係る環境整備
バイオ後続品に80%以上(数量シェア)置き換わった成分数	—	全体成分数の60%以上 (R11)	
訪問薬剤管理指導を実施している薬局数 * 人口10万対	20.8箇所 (R4)	24.1箇所 (R11)	<ul style="list-style-type: none"> ・ かかりつけ薬剤師、薬局の普及促進 ・ 県民に対し医薬品適正使用に向けた啓発

【計画期間における医療費の見通し】

令和11年度（計画期間最終年度）において165億円の医療費適正化効果を試算